

作業別安全就業基準Ⅲ（作業名 除草）
その1

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口の締まったものを選ぶか腕抜きを使用すること。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。法面の場合はスパイク使用 (3) 保護帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋を必ず着用すること。 (5) 刈り払い機作業の場合は、ヘルメットを必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、全員で周囲の状況を確認すること。 6 共同作業の場合は、就業前のミーティングを必ず行い、作業手順、注意事項、危険個所を確認して作業にかかること 7 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 8 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>地下足袋</p> <p>手袋</p>
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽を必ず着用すること。 2 水分の補給は十分にすること。 3 気分が悪くなったらただちに作業を中止し、仲間に伝えること。 	<p>日よけ帽</p>
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。蜂が近づいてきたときは、作業を中止して、静かに顔を下にして、低い姿勢で巣から静かに遠ざかること。蜂に刺されてアレルギーの疑いがある場合は、速やかに救急車等で病院に移送すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2 鎌、刈込みバサミ等を使つての作業では、安全第一を心掛けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 正しい姿勢で使用すること。 (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌、刈込みバサミ等は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。 	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>地下足袋</p> <p>保護眼鏡</p> <p>手袋</p>
刈払い機作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に必ず点検すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジの緩みはないか。 (2) 作業現場に適した刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 また予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用すること。 2 安全ガードは必ず取り付けること。 3 保護眼鏡を着用すること。 4 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。 5 刈払い機の操作時間は、一連続操作時間はおおむね1時間以内とし、休止時間を設けること。 6 作業中は、他の人を近づけないこと。 7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 8 作業現場近くに民家や、車、道路がある場合は、パネルや、飛散防止ネットを必ず使用すること。飛散防止ができない場合は、刈払機を使用しないこと。特に建物等の構築物から30cm程度は機械の使用をさけ、手刈り作業するよう努めること。 9 作業中は、適正な長さに調整した肩掛けバンドを必ず装着すること。 10 キックバックに注意すること。 11 急傾斜地では、スパイクを着用すること。 12 同一の斜面で作業を行う必要があるときは、上下作業にならないようにすること 13 燃料はガソリン、混合を使用するので、火気には十分注意すること。 14 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 15 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。 	<p>ヘルメット</p> <p>作業服</p> <p>地下足袋</p> <p>保護眼鏡</p> <p>手袋</p>

作業別安全就業基準Ⅲ（作業名 除草剤、消毒）
その2

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
除草剤作業および消毒作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用に当たっては、薬剤容器の表示事項に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスクを使用し、扱いは十分注意すること。 また、作業途中での喫煙、飲食は絶対にしないこと。 3 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。 4 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。 特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。 5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6 余った薬剤の処理には十分注意すること。 7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。 8 作業後は、全身を石鹼でよく荒い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。 9 めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。 10 後始末を確実にすること。 	<p>ゴム手袋</p> <p>保護マスク</p> <p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>保護眼鏡等</p>
焼却作業	<p>削除 (平成23年4月1日一部改正)</p>	